

004 G 93 W E 431-398

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
第一号様式

【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

【提出形態】



大量保有報告書(1)

法第27条の23第1項

関東財務局長

柳田野村法律事務所

弁護士 野村晋左

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル1310区

平成16年11月8日

平成16年11月15日

1名

その他

第1【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	日本マクドナルドホールディングス株式会社
会社コード	2702
上場・店頭の別	店頭
上場証券取引所	
本店所在地	東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	藤田 悦子
住所又は本店所在地	東京都世田谷区赤堤2丁目22番4号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	昭和4年11月8日
職業	会社役員
勤務先名称	株式会社藤田商店
勤務先住所	東京都港区新橋1丁目8番3号住友新橋ビル

③【法人の場合】

設立年月日	
代表者氏名	
代表者役職	
事業内容	

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	株式会社藤田商店 総務部長 河本 邦彦
電話番号	03-3571-1072

(2)【保有目的】

提出者は、発行会社の創業者である故藤田氏の妻であるが、故藤田氏が平成16年4月21日に死亡したことに伴い、平成16年11月8日の遺産分割協議により同氏が所有していた発行会社の株式を相続により取得したものである。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項本文	法第 27 条の 23 第 3 項第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項第 2 号
株券 (株)	13,370,000 株		
新株引受権証書 (株)	A	—	G
新株予約権証書 (株)	B	—	H
新株予約権付社債券 (株)	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計 (株)	M 13,370,000 株	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P		
保有株券等の数 (総数) (M+N+O-P)	Q 13,370,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 16 年 11 月 28 日現在)	S 132,960,000
上記提出者の 株券等保有割合 (%) (Q/(R+S)×100)	10.06%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 11 月 8 日	株券 (普通株式)	13,370,000 株	取得	相続

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

提出者は、株式会社藤田商店及びその親会社であるインターナショナル・レジャー・コーポレーション株式会社（その後発行会社の株式を取得した藤田元氏及び藤田完氏を含む。）（以下5者を合わせて「藤田グループ」とする。）とともに、平成10年8月26日付けの株主間契約により、マクドナルド・コーポレーション及びその100%子会社であるマクドナルド・レストラン・オペレーションズ・インク及びマクドナルド・レストランツ・オブ・カナダ・リミテッド（以上3者を合わせて「米国マクドナルドグループ」とする。）との間で、藤田グループもしくは米国マクドナルドグループの各人または各社がその保有する発行会社株式を第三者に譲渡しようとする場合には、その選択により、マクドナルド・コーポレーション（藤田グループが譲渡を企図する場合）もしくは藤田商店（米国マクドナルドグループが譲渡を企図する場合）またはそれぞれが指定したそれぞれの関連会社その他一定の者が当該株式を買い取ることができる旨合意されています。従って、右条項が有効に履行されている限りにおいては、上記の買収権を有する者が買収を行わなかった場合を除き、藤田グループまたは米国マクドナルドグループ以外の第三者が発行会社の主要な株主となる可能性はありません。この株主間契約は、米国マクドナルドグループと藤田グループの合意がある場合、米国マクドナルドグループと藤田グループが所有する発行会社株式の総数が発行会社の発行済議決権付株式の3分の1を下回った場合、発行会社について破産手続等の精算手続が開始された場合、または、米国マクドナルド・コーポレーションと発行会社との間のライセンス契約が終了した場合には終了するものとされており、株主間契約の契約期間は、平成42年12月31日までですが、自動更新条項によりさらに10年間契約期間の延長が可能とされています。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	
借入金額計 (U) (千円)	
その他金額計 (V) (千円)	
上記 (V) の内訳	相続 13,370,000 株
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地
	該当なし		

委任状

平成 16 年 11 月 15 日



東京都世田谷区赤堤二丁目 2 2 番 4 号

藤 田 悦 子



私は、下記の者を代理人と定め、証券取引法第二章の三「株券等の大量保有の状況に関する開示」に定める各種報告書の作成及び提出ならびに当該報告書の写しの送付に関する一切の権限を委任する。

記

1. 代理人の住所又は本店所在地

東京都千代田区有楽町一丁目 7 番 1 号 有楽町電気ビル北館 1 3 1 0 区
柳田野村法律事務所

2. 代理人の氏名又は名称

弁護士 野 村 晋 右

以上